

東京都スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、東京都スポーツ少年団規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

第2条 登録は、東京都スポーツ少年団規定第2章の目的にのっとり、日本スポーツ少年団および東京都スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、区市町村スポーツ少年団から東京都スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、スポーツ少年団単位で申請する。

2 前項の登録にあたっては、区市町村スポーツ少年団は、単位スポーツ少年団の登録をとりまとめ、東京都スポーツ少年団からの請求に基づき別に定める登録料を納めるものとする。

第4条 登録の有効期限は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 登録を完了したスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し所定の認定証等を交付し認定を行う。

第6条 登録の認定を受けたスポーツ少年団ならびに団員・指導者・役員およびスタッフ（以下「少年団登録者」という。）が、公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規定第3条に違反する行為を行った疑いがあるときは、同規定に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応は、正副本部長会議で審議し決定する。

第7条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、東京都スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、施行細則を別に定めることができる。

第8条 この規程は、東京都スポーツ少年団委員総会の承認を得て変更することができる。

附 則

1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成7年4月1日から施行する。（登録料改定）

4 この規程は、平成13年4月1日から施行する。（登録料改定）

5 この規程は、平成23年12月14日理事会議決により一部改正。

6 この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

7 この規程は、平成27年3月19日、東京都スポーツ少年団委員総会で同意。（第6条から第8条追加）

- 8 この規程は、平成27年3月27日理事会議決により一部改正。
- 9 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成28年3月10日、東京都スポーツ少年団委員総会で承認。
- 11 この規程は、平成28年3月24日、理事会議決により一部改正。
- 12 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 13 この規程は、平成29年3月17日、東京都スポーツ少年団委員総会で承認。
- 14 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 15 この規程は、令和2年3月3日、東京都スポーツ少年団委員総会で承認。
- 16 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 17 この規程は、東京都スポーツ少年団常任委員会（令和6年2月22日）及び委員総会（令和6年2月27日）の同意を経て、令和6年3月4日理事会議決により一部改正し、令和6年4月1日から施行する。